

看護補助業務委託契約書（案）

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立中部病院の看護補助業務に関し、次のとおり看護補助業務委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、沖縄県立中部病院における看護補助業務を委託し、乙はこれを受託する。

（業務の内容）

第2条 業務の範囲は、別紙看護補助業務委託仕様書による。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（委託金額）

第4条 この契約に基づく委託金額は、
円（うち取引に係る消費税額及び
地方消費税額は、
円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の委託金額の24分の1の範囲内で翌月に甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその月の金額と合わせて請求するものとする。

（消費税率の改定）

第5条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（契約保証金）

第6条 病院事業局財務規則第133条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、病院事業局財務規則第133条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除される。

(現場責任者)

第7条 乙は、次の事項について甲を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は本契約業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した責任者に対して行うものとする。

3 乙は現場責任者の氏名を、書面をもって甲に通知しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務遂行の計画、実施及び報告)

第9条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。

2 乙は、実施計画を甲に報告し、業務の完遂を確認しあうものとする。

3 報告は、毎月の業務完了後に行うものとし、勤務者の出退勤状況、入職者及び退職者のリストを含むものとする。

4 報告様式及び内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求め

ることができる。

(改善命令)

第 11 条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めるときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(業務不履行時の措置)

第 12 条 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務の全部または一部が履行されなかった場合、甲は当該不履行部分に相当する金額を、第 4 条第 1 項に定める委託金額から差し引くことができるものとする。

(暴風雨時の業務遂行)

第 13 条 甲は、暴風雨警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認めた場合は、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

2 暴風雨警報発令時から解除されるまでの間の業務停止期間において勤務した乙の職員には、沖縄県病院事業企業職員規程第 2 1 条に定める暴風雨時手当同等額を税抜金額として委託代金とは別に支払う。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 14 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の管理及び保存)

第 15 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を管理しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておくなければならない。

(規律維持)

第 16 条 乙は、この業務遂行に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うとともに、従業員の健康管理に努めなければならない。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ、氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(事故発生時の対応手順)

第 17 条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して 10 日以内に提出するものとする。

(損害賠償の責任)

第 18 条 乙は、この業務履行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 19 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(守秘義務)

第 20 条 乙及び乙の従業員は、この業務の遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約終了後も有効に存続する。

(社会紛争及び天災)

第 21 条 社会紛争、自然現象及び火災等の不可効力的事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、甲が被る損害については、乙はその責を負わないものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第 22 条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。但し、故意又は過失によらずして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該関係を解消したときはこの限りでないものとする。

(1) 乙又は乙の役員若しくは実質的に経営に支配的な影響力を有する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力である場合。

(2) 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供

等をしている場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。

- 2 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告をすることなく、本契約を解除することが出来るものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - (4) その他前各号に準ずる行為。
- 3 前2項の規定により本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

(契約の解除)

第23条 甲乙間の協議の上、双方ともに正当な理由によりやむを得ないと認める場合、相応の期間を定め契約を解除できるものとする。

- 2 甲または乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、相手方に相当期間を定めて履行をなすように催告し、当該期間内に履行がないときは、書面による通知を持って本契約を解除することができる。
- 3 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由によらず、本契約に定める義務を履行する見込がないとき
 - (2) 手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止または支払不能の状態に陥ったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (5) 本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
- 5 第3項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(予算の減額による契約の解除)

第24条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合

は、この契約を解除することができる。

(訴訟)

第 25 条 乙に所属する職員が当院を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは当院に配置をしないこと。

(委託単価の改定)

第 26 条 本契約の契約期間中において、物価の変動およびその他の事由により、委託単価を改定する必要がある場合、甲乙双方協議のうえ委託単価を改定することができるものとする。

(契約の変更又は中止)

第 27 条 契約期間中、甲乙の一方から第 24 条、第 25 条、第 26 条によらない不測の契約の変更又は中止の申出があり、他方の責に帰すべき事由のない場合、その契約の変更又は中止に伴う損害は賠償しなければならない。前文の損害賠償額については、甲乙協議の上定める。

(事務の引継ぎ)

第 28 条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に業務の引継を受けなければならない。

2 本契約が終了したとき、又は解除された場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(個人情報の保護)

第 29 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第 30 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊徳 印

乙
印